

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 船泊診療所・事務係

個人情報ファイルの名称	電子カルテシステム（診療業務）	
行政機関等の名称	礼文町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	礼文町国民健康保険船泊診療所	
個人情報ファイルの利用目的	電子カルテによる診療業務に関する事務	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4、年齢、5 住所、6 電話番号、7 健康保険情報、8 被保険者名、9 勤務先、10 家族構成 11 診療録、12 診断名、13 治療経過、14 検査記録、15 画像記録、16 手術記録	
記録範囲	入院患者、外来受診患者、一部健康診断受診者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他医療機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 礼文町国民健康保険船泊診療所	
	（所在地） 097-1111 北海道礼文郡礼文町船泊字ウエンナイホ 413 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 1 日